秩父市学校運営協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第４７条の５の規定に基づき、秩父市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）のうち秩父市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第２条　協議会は、学校運営に関して教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進及び連携の強化を進めることにより、学校と保護者及び地域住民との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（指定）

第３条　教育委員会は、前条の目的を達成することができると認めるときは、協議会を置く学校を指定することができる。

２　教育委員会は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしようとするときは、指定をしようとする学校の校長、保護者、地域住民等の意向を尊重するものとする。

３　指定の期間は、２年とし、再指定をすることができる。

（組織）

第４条　協議会は、委員１２人以内をもって組織する。

（委員）

第５条　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 当該指定学校の校長

(4) 学識経験者

(5) その他教育委員会が適当と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 次条の規定に違反したとき。

(3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

（守秘義務等）

第６条　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としての地位を営利活動、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(2) 協議会及び指定学校の運営に著しく支障を及ぼす行為

（会長及び副会長）

第７条　協議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第８条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

（関係者の出席等）

第９条　協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

（学校運営に関して基本的な方針を作成する事項）

第１０条　法第４７条の５第３項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校教育の目標に関する事項

(2) 学校経営計画に関する事項

(3) その他教育委員会が必要と認める事項

（校長の意見聴取）

第１１条　協議会は、法第４７条の５第４項又は第５項の規定により教育委員会又は当該指定学校の職員の任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ当該指定学校の校長の意見を聴取しなければならない。

（指定の取消しを行う場合）

第１２条　法第４７条の５第７項の規定により教育委員会が指定学校の指定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合

(2) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(3) その他指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

（指導及び助言）

第１３条　教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じ、協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

（その他）

第１４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。